

料理旅館 花菜 宿泊約款

(第1条) 本約款の適用

- 1 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(第2条) 宿泊引受けの拒絶

当館は次の場合には宿泊の引受けをお断りする事があります。

- 1 宿泊の申込みがこの約款によらないものである時。
- 2 満室により客室の余裕がない時。
- 3 宿泊しようとする者が宿泊に関し法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる時。
- 4 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 5 宿泊しようとする者が、ほかの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 6 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 7 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 8 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 9 京都府旅館業法施行条例第2条の規定する場合に該当する時。

(第3条) 宿泊予約の申込み

当館は宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- 1 宿泊者の氏名・性別・国籍・職業
- 2 その他、当館が必要と認めた事項

(第4条) 予約金

- 1 当館は宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には期限を定めて宿泊期限の宿泊料金を限度とする予約金の支払を求めることがあります。
- 2 前項の予約金は、次条に定める場合に該当するとき、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(第5条) 予約の解除

- 1 当館は宿泊予約の申込み者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

① 予約の全部を取り消された場合の取り消し料。

宿泊予約人数	当日	前日	2日前	5日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
14名まで	50%	30%	20%	10%	10%				
15名～30名まで	50%	30%	20%	20%	10%				
31名～100名まで	70%	50%	20%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	70%	50%	25%	25%	25%	15%	15%	10%	10%

(注) %は予約宿泊金に対する取り消し料です。

② 予約の人数が減った場合の取り消し料。

予約申込み人数	取り消し人数	予約申込み人数に対して最終的に宿泊する人の割合	取り消し料
100名以下の場合	20%以内の時	—	無料
	20%を超えるもの	50%未満の時	20%以上の人員について前期表相当額
		50%以上の時	20%以上の人員について前期表相当額の30%
101名以上の場合	10%以内の時	—	無料
	10%を超えるもの	50%未満の時	10%以上の人員について前期表相当額
		50%以上の時	10%以上の人員について前期表相当額の30%

- 2 当館は宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後7時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合はその時刻を2時間超過した時刻）になっても到着しないときはその宿泊予約は申込者より解除されたものとみなし処理する事があります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが列車・航空機等の公共運輸機関の不着又は遅延その他宿泊客の責に帰さない理由によるものであることを証明した時は、第1項の違約金はいただきません。

#### （第6条）予約の解除

- 1 当館は他に定める場合を除くほか次の場合には宿泊予約を解除することができます。
  - (1)第2条・第3号から第9号までに該当することになった時。
  - (2)第3条・第1号の事項の明示を求めた場合において期限までにそれらの明示がなされない時。
  - (3)第4条・第1号の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払がない時。
- 2 当館は前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすべて収受した予約金があれば手数料を差し引き返納します。

#### （第7条）宿泊の登録

宿泊客は、宿泊日当日、当館フロントにおいて次の事項を当館に登録していただきます。

- (1)第3条・第1号の事項
- (2)外国人にあつては国籍・旅券番号・入国年月日
- (3)出発日及び出発予定時刻
- (4)その他当館が必要と認める事項

#### （第8条）チェックアウトタイム

- 1 宿泊客が当館をおあけいただく時間（チェックアウトタイム）は午前10時とします。
- 2 当館は前項の規定にかかわらずチェックアウトタイムをこえて客室の使用に依ずる場合があります。  
この場合においては次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1)12:00まで/室料5,000円（税別）
  - (2)15:00まで/室料の3分の1
  - (3)18:00まで/室料の2分の1
  - (4)18:00すぎ/室料の全額

#### （第9条）食事時間

当館の食事の提供開始時間は次の通りとしますが臨時に変更することもあります。

- (1)朝食/午前7時30分から8時30分
- (2)夕食/午後6時から午後7時30分

#### （第10条）料金の支払い

- 1 宿泊料金及び通話代・お飲み物代は、通貨又は当館が認めた旅行小切手もしくは宿泊券により、宿泊客の出発の際、又は当館が請求したとき、フロントにおいてお支払いいただきます。ただし、個人小切手は取り扱っておりません。
- 2 当館が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

#### （第11条）利用規則の遵守

宿泊客は当館内において当館が定めた利用規則に従っていただきます。

#### （第12条）宿泊継続の拒絶

当館はお引受けした期間中といえども次の場合は宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1)第2条・第3号から第9号まで該当することとなった時
- (2)前条利用規則に従わない時

#### （第13条）当館の責任

- 1 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### （第14条）契約した客室の提供ができないときの取り扱い

- 1 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件によるほかの宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### (第15条) 寄託物等の取り扱い

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品について、当館がその種類及び価値の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当館にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

#### (第16条) 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### (第17条) 駐車場の責任

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### (第18条) 宿泊客の責任

宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。